

火災保険「ご契約内容のお知らせ」 お知らせのみかた

1 はじめに

◆この資料では、「ご契約内容のお知らせ」をご覧くださいにあたり、重要なポイントとなる「保険金額」「適用割引」「構造級別」についてご案内しております。

2 「保険金額」について

「ご契約内容のお知らせ」の **関連項目**
火災保険評価基準 火災保険金額

<1> 建物

◆家庭用火災保険では、建物が全焼・全壊^(注)となったときには、建物保険金額をそのままお支払いします。なお、物価水準の変動等により建物保険金額が再調達価額を著しく上回るようになった場合には、建物保険金額の見直し等につきまして別途ご案内いたします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊^(注)時には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。



損害が延床面積の
80%以上



建物保険金額を
全額お支払い

(注) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

※ セットされる特約により、【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】が適用されない場合があります。

<2> 家財

◆事故発生時に十分な補償が受けられるよう、再調達価額に相当する額で保険金額を設定されることをおすすめします。保険金額が再調達価額に相当する額より大きすぎる場合、保険料のムダ払いとなります。

◆標準的な再調達価額につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

3 「適用割引」について

「ご契約内容のお知らせ」の **関連項目**
適用割引

◆下表に記載の割引等について、適用条件をすべて満たした場合にはその割引等を適用できます。割引等の適用には所定の確認資料のご提出が必要となるものがありますので、下表「ご提出いただく確認資料」をご覧ください。

(平成28年7月現在)

主な割引等の名称	適用条件(以下の(A)および(B)の条件を満たすことが必要です。)		
	条件(A)	条件(B)	ご提出いただく確認資料 詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。
長期・新築割引	保険始期日が平成27年9月以前、かつ保険期間が6年以上	・保険始期日が、保険の対象である建物の新築年月から12ヶ月後の月末までにあること	—
新築料率	保険始期日が平成27年10月以降、かつ保険の対象に建物を含むこと	・保険始期日が、保険の対象である建物の新築年月から11ヶ月後の月末までにあること	—
地震保険・建築年割引(★)	—	・昭和56年6月以降に新築された建物	・左記(B)が確認できる資料 (例: 建築確認書や建物登記簿謄本の写等の公的機関等が発行する書類)
地震保険・耐震等級割引(★)	—	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」等に定められた耐震等級を有する建物	・左記(B)が確認できる資料 (例: 建設住宅性能評価書の写、長期優良住宅の認定書類(認定通知書等) ^(注1) の写、フラット35Sの適合証明書の写 ^(注2))
地震保険・免震建築物割引(★)	—	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める免震建築物	・左記(B)が確認できる資料 (例: 耐震基準適合証明書の写)
地震保険・耐震診断割引(★)	—	・昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たす建物(建築年月は問いません)	・左記(B)が確認できる資料 (例: 耐震基準適合証明書の写)

(注1) 地震保険の保険始期日が平成23年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

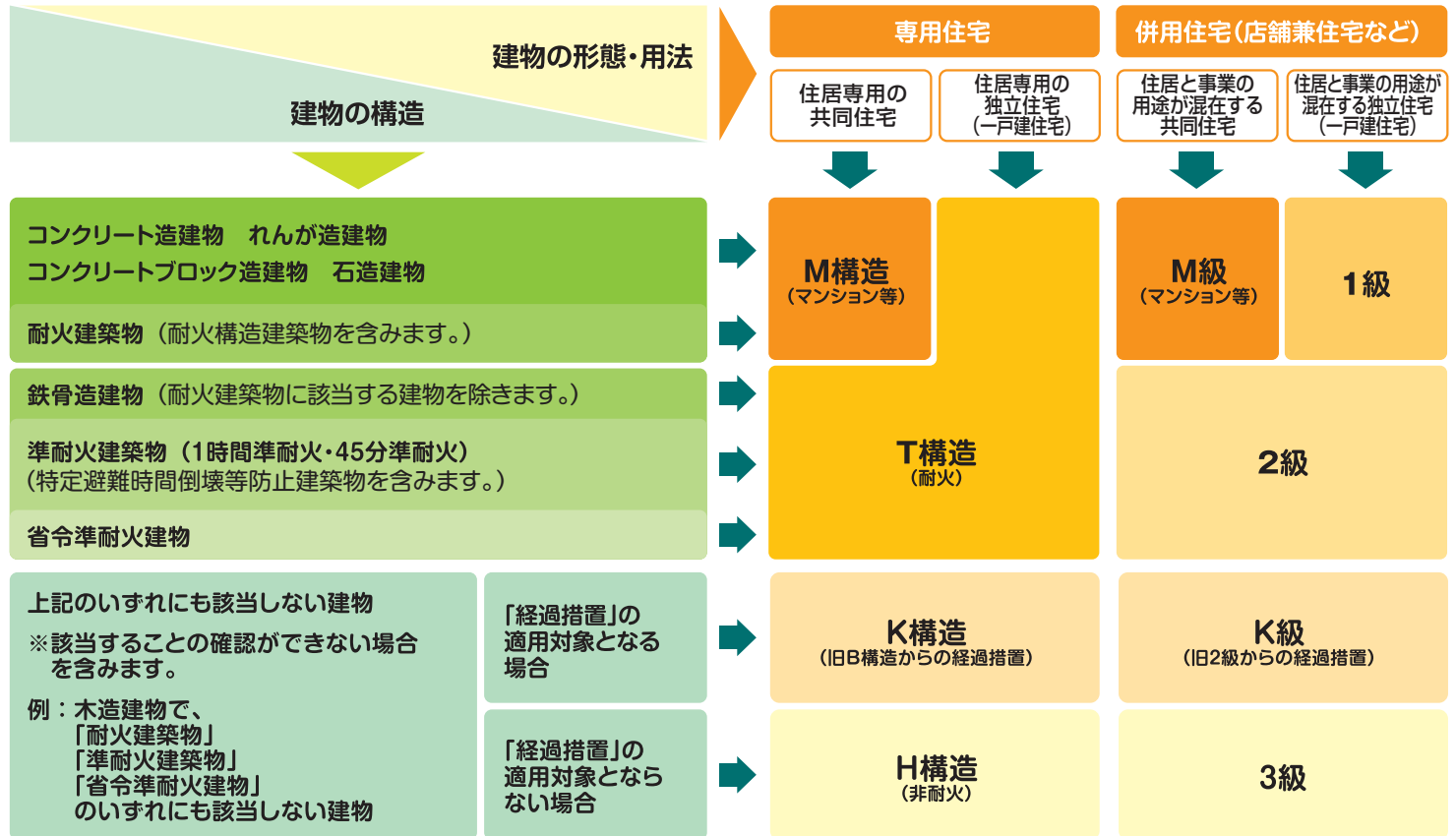
(注2) 地震保険の保険始期日が平成26年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

※複数の割引の適用条件を満たす場合でも、(★)の割引についてはいずれか1つのみの適用となります。

◆「構造級別」とは、「燃えにくさ・壊れにくさ」を表す基準であり、保険料算出の重要な要素となります。

<構造級別判定のしくみ>

- 建物の構造級別は、原則として「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった柱の種類および建物の形態・用法に基づき、下図に従い判定します。
- 木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」「準耐火建築物」や「省令準耐火建物」のように耐火性が優れている場合は、M構造、T構造、M級、1級または2級となります。
- 始期日が平成21年以前の(旧構造級別が適用されている)契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料が大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合には経過措置を設けています。経過措置の詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。



<用語の説明>

コンクリート造建物

すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)をコンクリートで造った建物をいいます(鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板(ALC板を含みます。)等で被覆したものは含みません。)

コンクリートブロック造建物

コンクリートブロック(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。)

れんが造建物

れんが(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。)

石造建物

石材(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。)

耐火建築物

建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

耐火構造建築物

建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。

鉄骨造建物

すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)を鉄骨(CFTを含みます。)または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。

準耐火建築物

建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

特定避難時間倒壊等防止建築物

建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物をいいます。

省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法に関する省令に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するもの、または同機構の承認を得たものをいいます。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。

共同住宅

一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者もしくは管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。